

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部 秀保 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市矢本字二反走141番ほか98筆
	2 開発区域の面積	60,470.76 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市矢本字上河戸65-1 高橋土建 株式会社
	5 工事着手予定年月日	平成24年12月10日
	6 工事完了予定年月日	平成27年 3月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	株式会社 国際開発コンサルタンツ 仙台支店 内藤達也
住 所	宮城県仙台市青葉区一番町1-5-25
TEL	022-225-6201
FAX	022-261-4630

別紙

開発区域に含まれる地域の名称

東松島市矢本字二反走

123 番(一部)	124 番	125 番	126 番	127 番
128 番	129 番	130 番	131 番	132 番
133 番	134 番	135 番	136 番	137 番
138 番	139 番	140 番	141 番	142 番 1
142 番 2	143 番 1	143 番 2	144 番 1	144 番 2
145 番 1	145 番 2	146 番 1	146 番 2	147 番 1
147 番 2	148 番 1	148 番 2	149 番 1	149 番 2
150 番	151 番 1	151 番 2	152 番	153 番 1
153 番 2	154 番	155 番 1	155 番 2	156 番
157 番 1	157 番 2	158 番	159 番 1	159 番 2
160 番 1	160 番 2	160 番 3	160 番 4	160 番 5
160 番 6	161 番 1	161 番 2	162 番 1	162 番 2
163 番 1	163 番 2	164 番 1	164 番 2	164 番 3
164 番 4	165 番 1	165 番 2	165 番 3	166 番 1(一部)
166 番 2(一部)	214 番 1(一部)	214 番 2	215 番 1	215 番 2
216 番	217 番	218 番	219 番	220 番
221 番	222 番	223 番	224 番	225 番 1
225 番 2	226 番	251 番	252 番	253 番
254 番	255 番	256 番	257 番	258 番
259 番 1	259 番 2	260 番 1(一部)	260 番 2	

計 99 筆

[無地番道路]

東松島市矢本字二反走

123地先から166-2に隣接、214-2から260-2に隣接、142-2地先から166-2に隣接、239から214-1に隣接、142-1から142-2に隣接、142-1地先から239地先

[無地番水路]

東松島市矢本字二反走

124から165-3に隣接、123に隣接、166-1に隣接、214-2から214-1に隣接、141から124に隣接、239地先から214-1地先、226から215-2に隣接、142-1地先から239地先、142-1地先から142-2地先

別紙

予定建築物等の用途

1. 住宅で戸建て住宅、長屋形式（ただし、二世帯住宅の建築に係るものに限る）のもの
2. 下記の(ア)～(ク)の用途の併用住宅で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の床面積が50㎡以下のもの
 - (ア) 事務所。（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く）
 - (イ) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
 - (ロ) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - (ハ) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - (ニ) 自家販売のための食品製造業（食品加工業を含む）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの
 - (ホ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
 - (ヘ) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房
 - (コ) 診療所（医療法に基づく医師又は歯科医師に管理される診療所であって入院施設のないもの）
3. 地区集会施設
4. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物
5. 住宅や併用住宅に附属する物置、倉庫、車庫、農業用倉庫
6. 長屋（公営住宅）
7. ゴミ集積所

様式第5号 (第4条関係)

設計説明書 (その1)

開発区域に含まれる地域の名称		東松島市矢本字二反走 141 番ほか 98 筆							
設計の方針		防災集団移転及び災害公営住宅建設のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、区域内防災調整池で調節し二間堀排水路に放流する。 土質は、表層部は砂質シルトが分布し下層部は砂層からなる。 造成計画は、切土は区域全体の表土剥ぎ取りと調整池部の掘削を行う。盛土は切土の土を一部流用し、不足土については購入土で対応する。							
地域地区等	イ 市街化区域 ハ 非線引き都市計画区域 ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	Ⓞ 市街化調整区域 ニ 準都市計画区域		用途地域等		無指定			
	宅地造成工事規制区域	内 Ⓟ		その他					
工区分	工 区	第 1 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	矢本字二反走 141 番ほか 98 筆							
	面積	60,470.76 m ²	m ²	m ²	m ²	60,470.76 m ²			
開発区域の土地の現状	地目別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
		面積	m ²	54,748.37 m ²	m ²	5,722.39 m ²	m ²	60,470.76 m ²	
	割合	%	90.54 %	%	9.46 %	%	100.00 %		
	所有者別	所有者別	自己所有	買取予定	他人所有	その他	計		
		面積	m ²	54,748.37 m ²	m ²	5,722.39 m ²	60,470.76 m ²		
	割合	%	90.54 %	%	9.46 %	% 100.0			
土地利用計画	区分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公 園	その他	m ²	m ²
	面積	35,373.88 m ²	27.20 m ²	1,152.85 m ²	13,308.65 m ²	1,815.68 m ²	8,792.50 m ²	m ²	60,470.76 m ²
割合	58.50 %	0.04 %	1.91 %	22.00 %	3.00 %	14.55 %	%	100.0 %	
区画設定計画	区画数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積			
	住宅 127	344.32 m ²		168.93 m ²		278.53 m ²			
	集会所 1	1,152.85		1,152.85		1,152.85			
上水道施設	① 公 営 水 道 ② 簡 易 水 道 ③ 専 用 水 道 ④ その他	消 防 水 利 施 設	① 消 火 栓 ② 貯 水 槽 ③ ハ そ の 他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
				127 戸	0 戸	127 戸			
	計画人口	390 人		人口密度	64 人/ha				

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	7-1	7	381.0	3,022.94	東松島市	東松島市	申請者
道路	6-1～ 6-9	6	1,601.9	10,285.71	東松島市	東松島市	申請者
污水排水		VU φ 150	1,244.0		東松島市		申請者
		VU φ 200	280.7				
水路	1～6	1.5～3.00	858.8	1,810.49	河南矢本 土地改良区 石巻地方広域 水道企業団	東松島市	申請者
上水道		DIP φ 100	1,146.6				申請者
		DIP φ 75	431.1				
消火栓		3基			東松島市		申請者
防火水槽		1基 V=40m ³			東松島市		申請者
公園				1,815.68	東松島市	東松島市	申請者
緑地				282.30	東松島市	東松島市	申請者

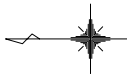
公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要 (建設時期等)
集会所	1,152.85m ²	東松島市	1 箇所
調整池	6,699.71m ²	東松島市	1 箇所
ゴミ集積所	27.20m ²	東松島市	3 箇所

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

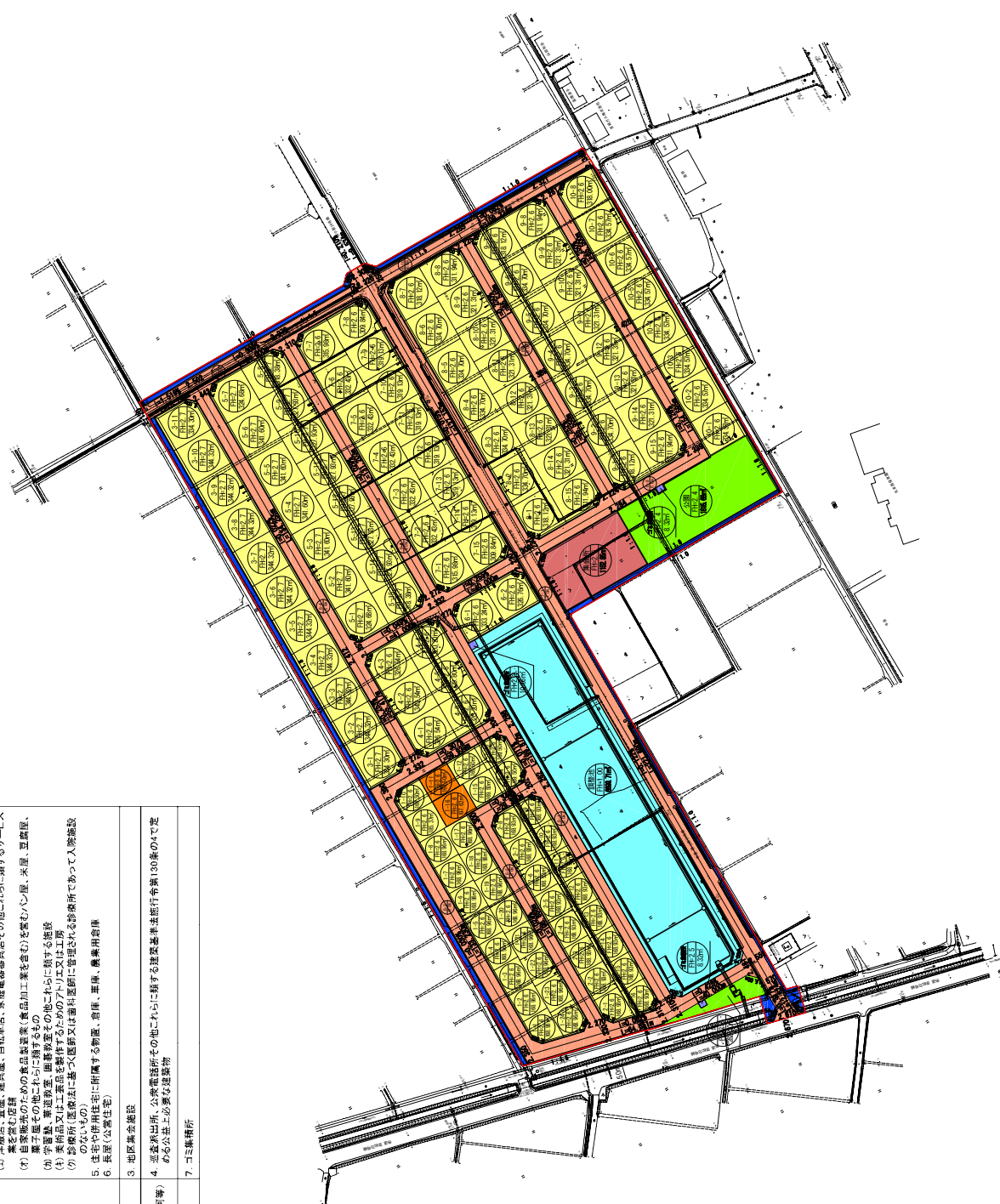
2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

土地利用計画図



凡	例
	施行地区区域界
	区画街路
	住宅地
	住宅地(長屋)
	調整池
	水路
	公園(四阿等) 緑地
	集会所用地
	ゴミ集積所

住宅地	住宅地(長屋)	集会所	公園・緑地(四阿等)	ゴミ集積所
<p>予定建築物の用途(別紙2)</p> <p>1. 住宅で自給して住宅、長期貯蔵(ただし、二世帯住宅等の建築に係るものに限り)のもの 2. 下記の(7)~(9)の用途の併用住宅で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、 非住宅部分の延べ面積が50㎡以下のもの (7) 事務所、(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車 のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を営むものを除く) (8) 日用品の取手または目的とする店舗又は営業として営業するものを除く (9) 理髪店、美容室、クリーニング店、買取店、買取店、買取店その他これらに類する ものである店舗 (10) 飲食店、喫茶店、酒場、飲食店、自給車店、家電機器店その他これらに類するサービス 業を営む店舗 (11) 自家消費のための食品製造業(食品加工業を含む)を営む心屋、米屋、豆腐屋、 菓子屋その他これらに類するもの (12) 学習塾、習字教室、児童遊園その他これらに類する施設 (13) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 (14) 診療所(運搬法に基づく医師又は歯科医師に管理される診療所であつて入浴施設 のないもの) 5. 住宅(公営住宅)</p>	<p>3. 地区集会所</p>	<p>4. 運営系出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定 める公益上必要な建築物</p>	<p>7. ゴミ集積所</p>	



様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城県東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部秀保 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市牛網字雉子抓6番、 字別当19番1、字関下37番1 計3筆
	2 開発区域の面積	45,434.32 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大塩字五台23-2 株式会社 木村土建
	5 工事着手予定年月日	平成 24年 12月 10日
	6 工事完了予定年月日	平成 27年 3月 31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設 計 者	株式会社オオバ 震災復興事業本部 中村 洋
住 所	宮城県石巻市清水町 1-1-2
T E L	0225-93-1951
F A X	0225-93-1961

(別 紙)

■ 予定建築物等の用途について

1. 住宅で戸建て住宅、長屋形式(ただし、二世帯住宅の建築に係るものに限る)のもの
2. 下記の(ア)～(ク)の用途の併用住宅で、延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の床面積が 50 m²以下のもの。
 - (ア) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く)
 - (イ) 日用品の販売を主たる目的とする店舗、食堂、喫茶店
 - (ウ) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋、その他これに類するサービス業を営む店舗
 - (エ) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - (オ) 自家販売のための食品製造業(食品加工業を含む)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの
 - (カ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
 - (キ) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房
 - (ク) 診療所(医療法に基づく医師又は歯科医師に管理される診療所であって入院施設のないもの)
3. 地区集会施設
4. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物
5. 住宅や併用住宅に附属する物置、倉庫、車庫、農業用倉庫
6. 長屋(公営住宅)
7. ゴミ集積所

様式第5号（第4条関係）

設計説明書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市牛網字雉子爪6番、字別当19番1、字関下37番1 計3筆							
設計の方針	防災集団移転促進事業に伴う戸建住宅団地の造成。 地質調査結果に基づき、宅盤は不等沈下が生じないように施し、所定の地耐力を確保する。 雨水排水は、流末に設けた貯留施設に導水し、所定の比流量にて放流する。 汚水排水は、公共下水道に接続する。							
地域地区等	イ 市街化区域	ロ 市街化調整区域	用途地域等		無指定			
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域	その他					
工区区分	宅地造成工事規制区域	内	外	その他				
	工区	第1工区	第2工区	第3工区	第4工区	計		
区分	地名及び地番							
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
開発区域の土地の現状別	地目	宅地	農地	山林	法定外公共物	その他	計	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	割合	%	%	%	%	%	%	
	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計		
土地利用計画	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	割合	%	%	%	%	%	%	
	区分	宅地用地			公共施設用地			その他(残存緑地)
	区画	一般住宅	住宅以外	公益的施設	道路	公園・緑地	調整池・水路	計
区画設定計画	区画数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積		
	74	359.36 m ²		204.99 m ²		287.22 m ²		
上水道施設	イ 公営水道 ロ ハニ 簡易水道の施設	消 防 水 利 施 設 イ 消 火 栓 ロ 貯 水 槽 ハ 他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
				74	0	74		
計画人口				254 人	人口密度		56 人/ha	

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道 路	区-1~9	6.0m	1,302.7m	8,083.21m ²	東松島市	帰属	申請者
〃	歩-1~3	4.0m	152.4m	609.73m ²	東松島市	帰属	申請者
下水道	—	Vu φ 150	1,340.6m	—	東松島市	無し	申請者
用排水路	W-1	2.5m	143.6m	324.44m ²	鳴瀬土地改良区	帰属	申請者
上水道	—	φ 75 φ 100	1050.1m 352.6m	—	石巻地方広域 水道企業団	無し	申請者
消火栓	—	2基	—	—	東松島市	無し	申請者
貯水槽	—	1基	—	—	東松島市	無し	申請者
公 園	—	—	—	1,930.98m ²	東松島市	帰属	申請者
造成緑地	—	—	—	4,501.64m ²	東松島市	帰属	申請者

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
集会所	1,655.94m ²	東松島市	1箇所
調整池	3,828.23m ²	東松島市	1箇所

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



様式第 10 法第49条第 4 項第 1 号関係（都市計画法第29条第 1 項・2 項の開発許可）

都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部 秀保 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字横山 6 番 2、西権助 2 番 2、菖蒲田 38 番 2、田表 40 番 2、40 番 4
	2 開発区域の面積	27,791.65 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大曲字寺沼 3-5 株式会社橋本道路
	5 工事着手予定年月日	平成 25 年 2 月 5 日
	6 工事完了予定年月日	平成 27 年 3 月 31 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	—
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	東日本総合計画(株) 菊池正男
住 所	埼玉県川越市新宿町 5-3-3
T E L	049-244-5064
F A X	049-244-5043

別紙

予定建築物等の用途について

1. 住宅
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 3 に規定するもの（ただし、用途を兼ねる部分の床面積の合計が 50 m²を超えるものを含む）
3. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（い）項第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に規定するもの
4. 地区集会所、地区避難所
5. 漁舎（漁網置場等水産物の生産又は集荷の用に供する建築物及び漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物）
6. 旅館兼用住宅
7. 前各号の建築物に付属するもの（令第 130 条の 5 に規定するものを除く）
8. ごみ集積所

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字横山6番2、西権助2番2、菖蒲田38番2、田表40番2、40番4								
設計の方針	防災集団移転及び災害公営住宅のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、U型側溝等で集約し、他事業で敷設する排水施設に接続放流する。 土質は軽石凝灰岩であり、法面勾配は事業目的を考慮した安定勾配設計を図った。 造成計画は、切土は区域全体の表土及び地山の掘削を行い、盛土は切土量を流用し、段切施工等により防災に努めた。								
地域	イ 市街化区域	☐ 市街化調整区域		用途地域等	無指定				
地	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
地	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域								
区	宅地造成工事	内 ☉ 外		その他					
等	規制区域								
工	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	該当なし					/		
	面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡			
開	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計		
	面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
	割 合	%	%	%	%	%	%		
別	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡			
	割 合	%	%	%	%	%			
土 地 利 用 計 画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	広場・緑地	その他		
	面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
区 画 設 定 計 画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積		
	住宅	22	339.90	199.86	304.01				
	集会所	1	647.35	647.35	647.35				
上 水 道 施 設	イ 公 営 水 道	消 防 水 利 施 設	イ 消 火 栓	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
	ロ 簡 易 水 道	☉ 貯 水 槽	☐ 水 槽		22戸	0戸	22戸		
	ハ 専 用 水 道	ハ そ の 他	ハ そ の 他	計画人口	94 人		人口密度	34 人/ha	

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。

2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	6-1～6-5	6.0m	887 m	10,420.19 m ²	東松島市	東松島市	申請者
污水排水		VU φ 150	553 m		東松島市		申請者
上水道		DIP φ 75	618 m	石巻地方広域 水道企業団	なし	申請者	
		DIP φ 100	160 m				
防火水槽		1箇所		東松島市	なし	申請者	
広場				1,522.92 m ²	東松島市	東松島市	申請者
緑地				1,805.92 m ²	東松島市	東松島市	申請者

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
集会所	647.35 m ²	東松島市	1 箇所、平成27年（予定）
ごみ集積所	6.00 m ²	東松島市	1 箇所

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

様式第 10 法第49条第 4 項第 1 号関係（都市計画法第29条第 1 項・2 項の開発許可）

都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部 秀保 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字二ツ橋 7 番、8 番 3、土手下 28 番 3、西大浜田 14 番、22 番 2
	2 開発区域の面積	30,748.17 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大曲字寺沼 3-5 株式会社橋本道路
	5 工事着手予定年月日	平成 25 年 2 月 5 日
	6 工事完了予定年月日	平成 27 年 3 月 31 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	—
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	東日本総合計画(株) 菊池正男
住 所	埼玉県川越市新宿町 5-3-3
T E L	049-244-5064
F A X	049-244-5043

別紙

予定建築物等の用途について

1. 住宅
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 3 に規定するもの（ただし、用途を兼ねる部分の床面積の合計が 50 m²を超えるものを含む）
3. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（い）項第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に規定するもの
4. 地区集会所、地区避難所
5. 漁舎（漁網置場等水産物の生産又は集荷の用に供する建築物及び漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物）
6. 旅館兼用住宅
7. 汚水処理施設の建屋
8. 前各号の建築物に付属するもの（令第 130 条の 5 に規定するものを除く）
9. ごみ集積所

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字二ツ橋7番、8番3、土手下28番3、西大浜田14番、22番2								
設計の方針	防災集団移転及び災害公営住宅のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、U型側溝等で集約し、調整池を経由し既存排水路に接続放流する。 土質は軽石凝灰岩であり、法面勾配は事業目的を考慮した安定勾配設計を図った。 造成計画は、切土は区域全体の表土及び地山の掘削を行い、盛土は切土量を流用し、段切施工等により防災に努めた。								
地域	イ 市街化区域	☐ 市街化調整区域		用途地域等	無指定				
地	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
地	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域								
区	宅地造成工事	内		その他					
等	規制区域	☐ 外							
工区区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	該当なし							
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計		
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	割 合	%	%	%	%	%	%		
土地の現状	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
	割 合	%	%	%	%	%			
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	広場・緑地	その他		
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
割 合	%	%	%	%	%	%	%	%	
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積		
	住宅	15	m ²	m ²			m ²		
	集会所	1	297.44	297.44			297.44		
上水道施設	イ 公 営 水 道	消 防 水 利 施 設	イ 消 火 栓	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
	ロ 簡 易 水 道		☐ 貯 水 槽		15戸	0戸	15戸		
	ハ 専 用 水 道		ハ そ の 他	計画人口	55 人	人口密度	18 人/ha		
ニ そ の 他									

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。

2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (その 2)

公共施設の整備計画

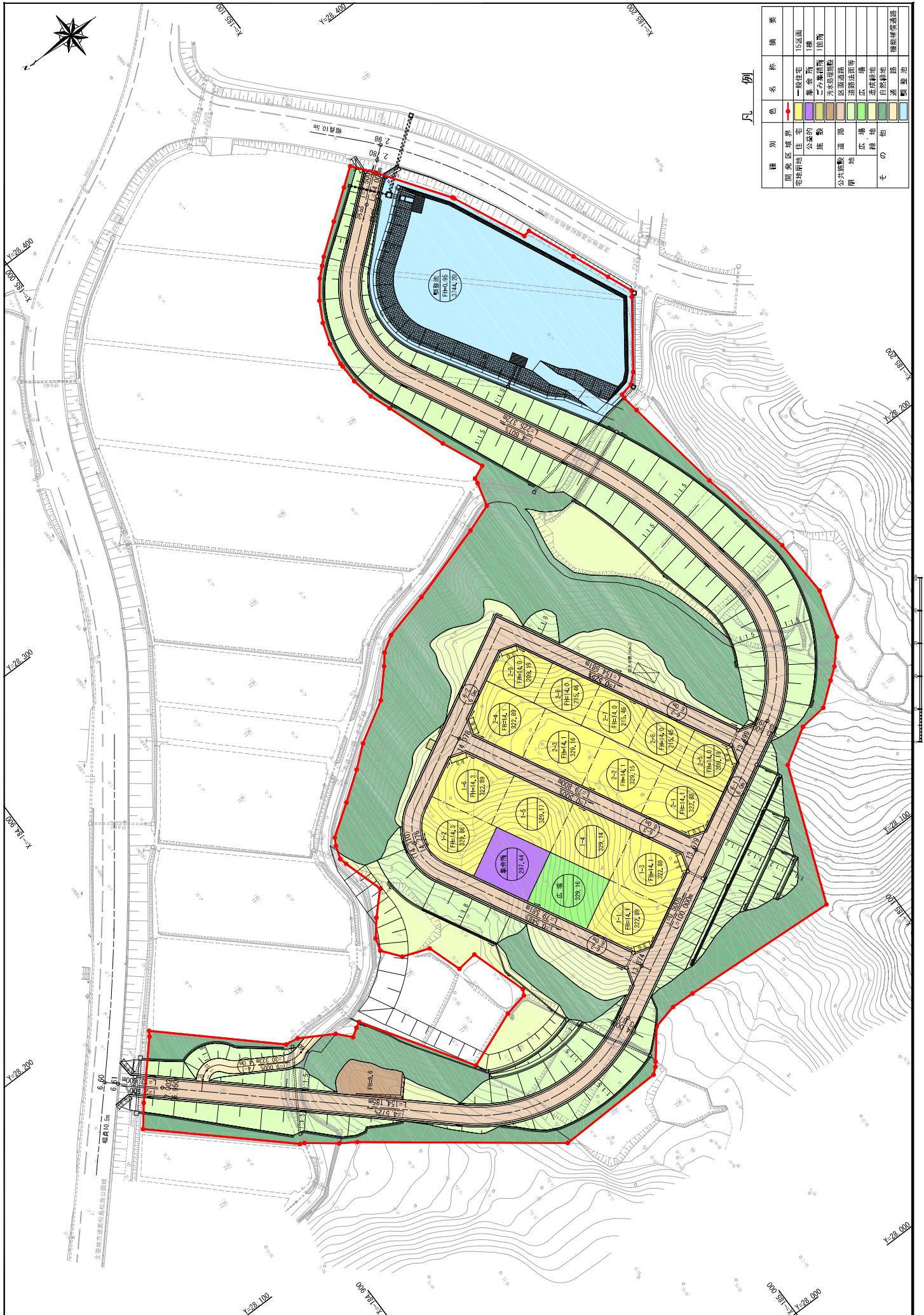
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	6-1～6-3	6.0m	821 m	11,780.95 m ²	東松島市	東松島市	申請者
污水排水		VU φ 150	401 m		東松島市	なし	申請者
上水道		DIP φ 75	324 m		石巻地方広域 水道企業団	なし	申請者
		DIP φ 100	271 m				
防火水槽		1箇所		東松島市	なし	申請者	
広場				329.16 m ²	東松島市	東松島市	申請者
緑地				2,713.96 m ²	東松島市	東松島市	申請者

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
集会所	297.44 m ²	東松島市	1 箇所、平成27年（予定）
ごみ集積所	6.00 m ²	東松島市	1 箇所
污水处理施設	191.31 m ²	東松島市	1 箇所
調整池	3,744.20 m ²	東松島市	1 箇所
通路4-1	162.02 m ²	東松島市	L=30m

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



凡例

種別	色	名称	換要
開発区域外	赤	一般住宅	15区画
宅地用地	紫	商業施設	1棟
公共的施設	黄	ごみ集積場	1箇所
公園用地	緑	汚水処理施設	
遊歩用地	黄緑	区画調整緑地	
遊歩用地	黄緑	遊歩広場等	
遊歩用地	黄緑	広場	
その他	黄緑	造成緑地	
その他	黄緑	自然緑地	
その他	黄緑	調整池	
その他	黄緑	調整池	

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部 秀保 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字大柿4番4ほか5筆
	2 開発区域の面積	27,814.79 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙2のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大曲字寺沼3-5 株式会社橋本道路
	5 工事着手予定年月日	平成25年 2月 5日
	6 工事完了予定年月日	平成27年 3月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	—
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	東日本総合計画(株) 菊池正男
住 所	埼玉県川越市新宿町 5-3-3
T E L	049-244-5064
F A X	049-244-5043

別紙 1

開発区域に含まれる地域の名称

東松島市宮戸字大柿 4 番 4

東松島市宮戸字堂ノ上 11 番 2

東松島市宮戸字鹿島 3 番 1、11 番 5、26 番 2、3 番 1 地先 道一部

東松島市宮戸字小室 14 番 2、12 番 4 地先 道一部

計6筆

別紙

予定建築物等の用途について

1. 住宅
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 3 に規定するもの（ただし、用途を兼ねる部分の床面積の合計が 50 m²を超えるものを含む）
3. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（い）項第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に規定するもの
4. 地区集会所、地区避難所
5. 漁舎（漁網置場等水産物の生産又は集荷の用に供する建築物及び漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物）
6. 旅館兼用住宅
7. 前各号の建築物に付属するもの（令第 130 条の 5 に規定するものを除く）
8. ごみ集積所

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称		東松島市宮戸字大柿4番4ほか5筆						
設計の方針		防災集団移転及び災害公営住宅のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、U型側溝等で集約し、東側既存排水施設に接続放流する。 土質はシルト岩であり、法面勾配は事業目的を考慮した安定勾配設計を図った。 造成計画は、切土は区域全体の表土及び地山の掘削を行い、盛土は切土量を流用し、段切施工等により防災に努めた。						
地域	イ 市街化区域	☐ 市街化調整区域				用途地域等	無指定	
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域						
地区等	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域					その他		
宅地造成工事規制区域	内 ☉ 外							
工区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計		
	地名及び地番	該当なし						
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	割合	%	%	%	%	%	%	
土地所有者の現状別	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	割合	%	%	%	%	%		
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地		その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	広場・緑地	その他	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
割合	%	%	%	%	%	%	%	
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積		
	住宅区画	m ²		m ²		m ²		
	22	330.00		193.21		232.81		
集会所	330.00		330.00		330.00			
上水道施設	イ 公営水道	防水利施設	イ 消火栓	計画戸数	戸 建	共 同	計	
	ロ 簡易水道		ハ 貯水その他		22戸	0戸	22戸	
	ハ 専用その他			計画人口	63 人	人口密度	23 人/ha	

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。

2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

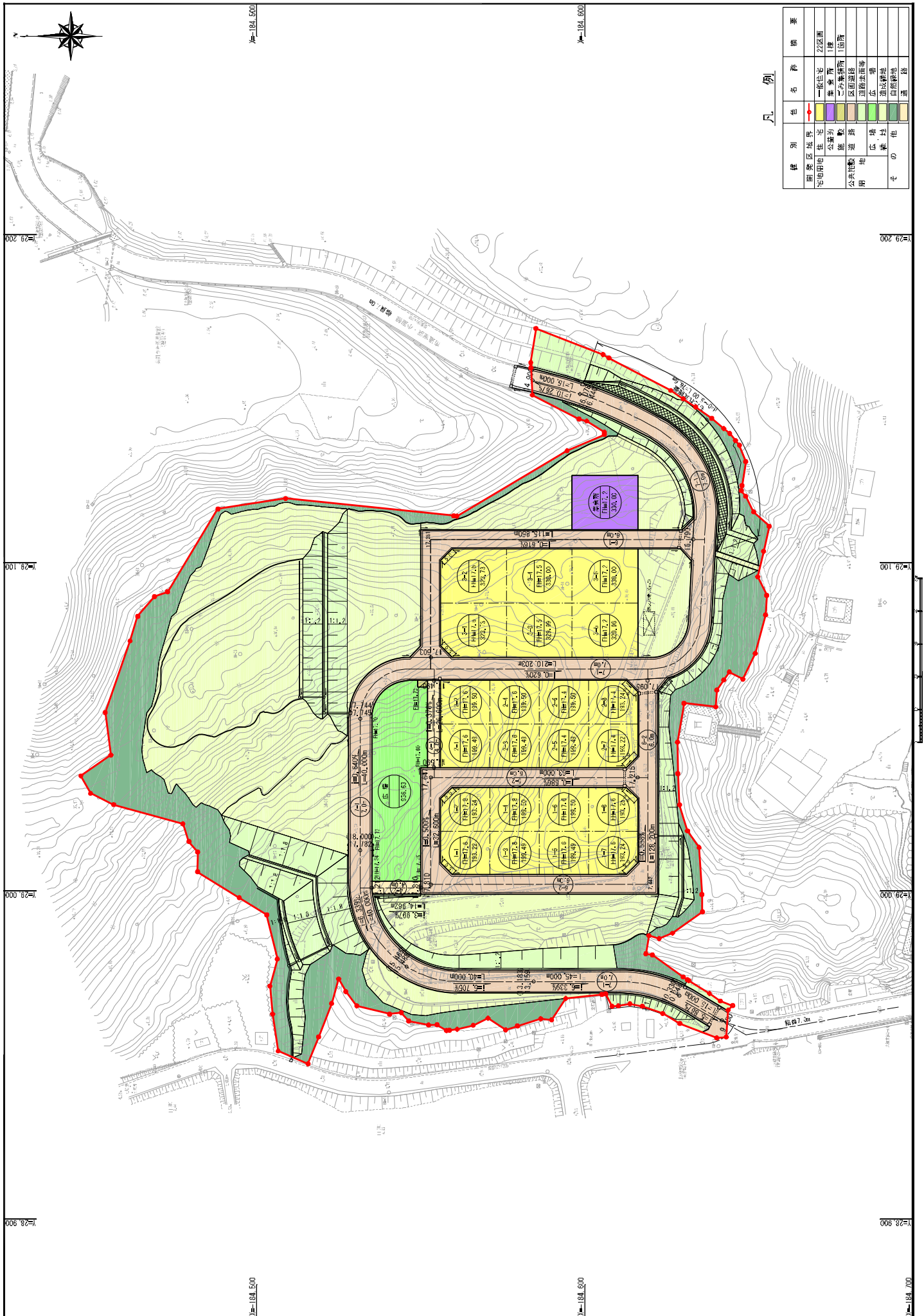
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	7-1	7.0m	405 m	9,185.77㎡	東松島市	東松島市	申請者
	6-1～6-2	6.0m	340 m		東松島市	東松島市	申請者
汚水排水		VU φ 150	450 m		東松島市	なし	申請者
上水道		DIP φ 75	415 m		石巻地方広域 水道企業団	なし	申請者
		DIP φ 100	286 m				申請者
防火水槽		1箇所			東松島市	なし	申請者
広場				936.63 ㎡	東松島市	東松島市	申請者
緑地				8,601.06 ㎡	東松島市	東松島市	申請者

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
集会所	330.00 ㎡	東松島市	1 箇所、平成27年（予定）
ごみ集積所	6.00 ㎡	東松島市	1 箇所
通路	165.94㎡	東松島市	2 路線、L=42m

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



凡例

類別	色	名称	概要
指定用途地区	赤	第一地区	22区画
宅地区域	黄	住宅地	1区画
公衆利用地区	紫	二つ葉神社	1箇所
公共施設	青	区民センター	
用地	緑	道路法面等	
	黄緑	広場	
	緑	森林緑地	
その他	黄	自然緑地	
	白	道路	

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 仙台市青葉区本町3丁目4番18号 氏名 セキスイハイム東北株式会社 代表取締役社長 山下 昌宏 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市小松字沢田前 2番、4番1、5番1 45番1、46番1、47番、48番、49番、50番 51番、2番地先水路一部
	2 開発区域の面積	9997.56 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	戸建住宅、ゴミ集積所
	4 工事施行者住所氏名	東京都中央区銀座二丁目9番17号 坪井工業株式会社 代表取締役坪井晴雅
	5 工事着手予定年月日	平成26年 8月20日
	6 工事完了予定年月日	平成28年 3月 4日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に 供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号		年 月 日 第 号
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号		年 月 日 第 号

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
3 ※印のある欄は記載しないこと。
4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

担 当	セキスイハイム東北株式会社 震災復興推進室 担当：田中
住 所	仙台市青葉区本町3丁目4番18号
T E L	022-264-0225
F A X	022-264-0261

担 当	株式会社アーバンアシスト 担当：佐藤、佐々木、武田
住 所	仙台市泉区松森字台87番地の10
T E L	022-346-8288
F A X	022-372-6577

設計説明書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市小松字沢田前 2番、4番1、5番1、45番1、46番1、47番、48番、49番、50番、51番、 2番地先水路一部								
設計の方針	災害公営住宅建設のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は道路側溝より地区外排水路へ放流する。 造成計画は全面盛土造成の宅地整備を行う。 污水排水は開発道路内に污水本管を整備し、農村整備集落事業污水本管へ放流する。								
地域地区等	イ 市街化区域	㊦ 市街化調整区域		用途地域等					
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
宅地造成工事規制区域	内 ・ ㊦			その他					
工区区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	該当なし							
面積	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
	面積	—							
開発区域の土地の現状	地目別	目 的	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	割合	%	%	%	%	%	%		
	割合	—	97.55	—	2.45	—	100		
所有者別	所有者別	自己所有	買取予定	他人所有	その他	計			
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
割合	%	%	%	%	%				
割合	—	97.55	—	2.45	100				
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設(ゴミ)	道路	公園	その他		
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
面積	7736.26	—	11.31	1947.79	302.20		9997.56		
割合	%	%	%	%	%	%	%		
割合	77.38	—	0.12	19.48	3.02		100		
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積			
	区画	m ²		m ²		m ²			
区画	44	228.53		166.65		175.82			
上水道施設	㊦ 公営水道 ロ 簡易水道 ハ 専用 ニ その他	消 防 水 利 施 設	イ 消 火 栓 ㊦ 貯 水 槽 ハ そ の 他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
					44	—	—		
計画人口	176 人	人口密度		176 人/ha					

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設計説明書（その２）

公共施設の整備計画

種類	番号	概要			管理予定者	用地の帰属	費用負担の状況
		幅員	延長	面積			
		m	m	m ²			
道路		6.0m	315.1	1947.79	東松島市	東松島市	申請者
公園		1箇所		302.20	東松島市	東松島市	申請者
防火水槽		1基	40 m ³		東松島市	無	申請者
汚水排水施設		VU φ 150	289.8		東松島市	無	申請者
給水施設		DIP φ 75	114.0		石巻地方広域 水道企業団	無	申請者
		PP φ 50	195.0				

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
	m ²		
ごみ集積所	11.31	東松島市	開発工事にて施工

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

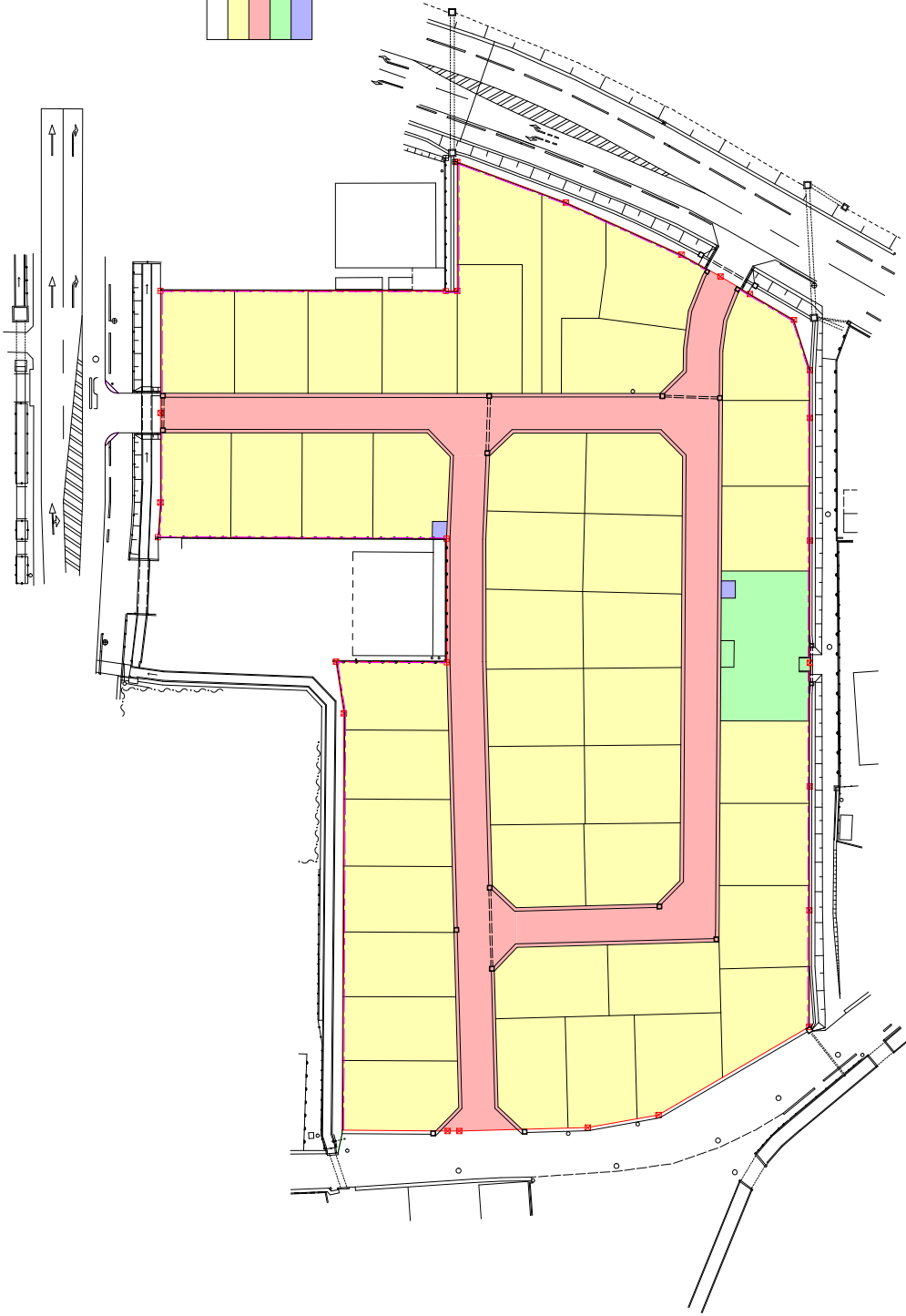
2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

土地利用計画平面図

S=1:500



名称	色
宅地	Yellow
6m道路	Red
公園	Green
ごみ集積所	Blue



— : 開発行為区域

(小松沢田前地区)			
工事名	(仮称) 東松島市買収災害公営住宅造成工事	地内	
工事場所	東松島市小松沢田前2	他	
図面名称	土地利用計画平面図		
設計者	宮城県土地造成工事設計士資格者 小山洋典		
年月日	2019年 6月 7日	縮尺	S=1:500
		番号	5
株式会社 アーバンアシスト			

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 仙台市青葉区本町二丁目16番10号 氏名 積水ハウス株式会社 仙台シャーメゾン支店 支店長 川村 英史 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市赤井字南一156番1 ほか48筆 (別紙参照)
	2 開発区域の面積	40,162.76 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	一戸建て住宅、共同住宅、集会場
	4 工事施行者住所氏名	仙台市青葉区二日町16番15号 株式会社大本組東北支店
	5 工事着手予定年月日	平成25年11月20日
	6 工事完了予定年月日	平成27年7月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

別紙

開発区域に含まれる地域の名称

東松島市赤井字南一	156番1	156番2	156番3	158番
	159番1	159番5	159番8	169番1
	170番	171番	172番	174番
	175番1	175番2	188番	189番
	190番	191番	192番	193番
	194番	195番	196番1	196番4
	197番1	209番1	210番	211番
	212番	213番	214番	215番
	216番	217番2(一部)	227番	228番
	229番	230番	231番	232番
	233番	234番1	234番5	244番3
	245番1	246番	247番	248番
	249番	159番8地先道一部	209番1地先道一部	158番地先水一部
	156番1地先水一部	188番地先水一部	229番地先水一部	

計49筆

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市赤井字南一 156番1 156番2 156番3 158番 159番1 159番5 159番8 169番1 170番 171番 172番 174番 175番1 175番2 188番 189番 190番 191番 192番 193番 194番 195番 196番1 196番4 197番1 209番1 210番 211番 212番 213番 214番 215番 216番 217番2（一部） 227番 228番 229番 230番 231番 232番 233番 234番1 234番5 244番3 245番1 246番 247番 248番 249番 159番8地先道一部 209番1地先道一部 156番1地先水一部 158番地先水一部 188番地先水一部 229番地先水一部							
設計の方針	災害公営住宅建設のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、区域内防災調整池で調整し、既設排水路を経由して赤井堀に放流する。 土質は、表層部は有機質シルトが分布し下層部は砂層からなる。 造成計画は、切土は区域全体の表土剥ぎ取りを行い、盛土は購入土に対応する。							
地域	イ 市街化区域	㊦ 市街化調整区域		用途地域等				
地区等	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域		その他				
工区分	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	内 ㊧		その他				
工区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計		
	地名及び地番	該当なし					/	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
開発区域の土地の現状	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	割合	%	%	%	%	%	%	
	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	割合	%	%	%	%	%		
土地利用計画	区分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地		その他	計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	割合	%	%	%	%	%	%	%
区画設計	区画数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積		
	一戸建て住宅	区画	m ²	m ²	m ²	m ²		
	共同住宅	区画	m ²	m ²	m ²	m ²		
	集会場	区画	m ²	m ²	m ²	m ²		
水道施設	① 公営水道 ロ 簡易水道 ハ 専用水道 ニ その他	消 防	① 消 火 栓 ㊦ 貯 水 槽 ハ そ の 他	計 画 戸 数	一 戸 建 て	共 同	計	
		水 利 施 設	70戸		15戸	85戸		
	計画人口	247人	人口密度	61.75人/ha				

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

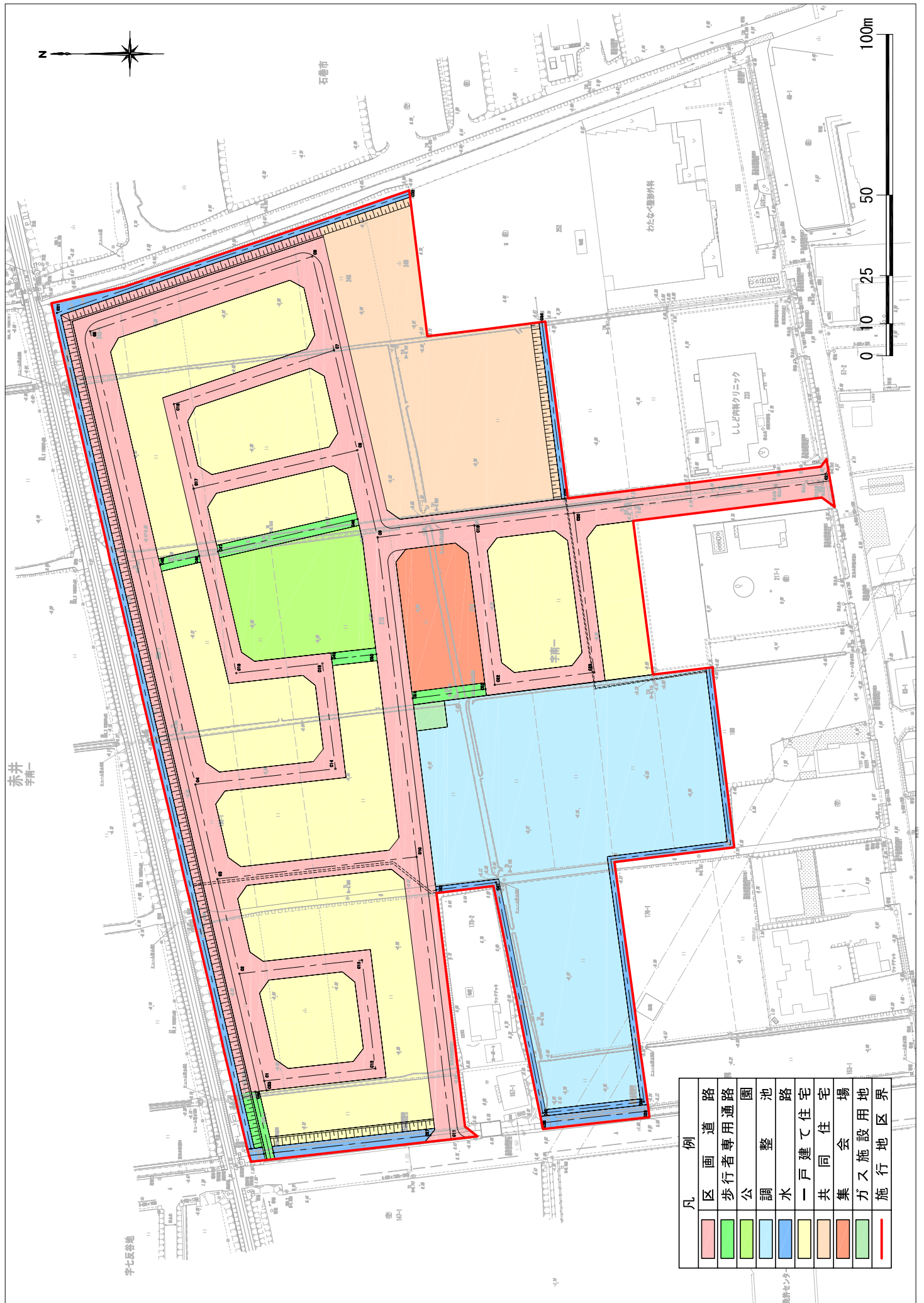
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	区9.5-1 ～9.5-2	9.5m	731.0m	6,987.29㎡	東松島市	有	申請者
道路	区6-1 ～区6-5	6.0m	549.2m	3,462.16㎡	東松島市	有	申請者
通路	歩4-1 ～歩4-4	4.0m	93.9m	375.71㎡	東松島市	有	申請者
通路	歩2.5-1	2.5m	21.6m	54.13㎡	東松島市	有	申請者
水路	水4-1 ～水4-3	4.0m	87.1m	348.56㎡	河南矢本 土地改良区	有	申請者
水路	水2-1 ～水2-3	2.0m	730.6m	1,544.95㎡	河南矢本 土地改良区	有	申請者
公園		1箇所		1,540.00㎡	東松島市	有	申請者
防災調整池		1箇所		7,390.65㎡	東松島市	有	申請者
耐震性貯水槽40t		1基	1基		東松島市	有	申請者
消火栓		1基	1基		東松島市	有	申請者
給水施設		φ 50	286.9m		石巻地方 広域水道企業団	有	申請者
		φ 75	690.6m				
		φ 100	199.3m				
		φ 150	144.8m				
雨水排水施設 (調整池流入管、放流管)		□400×400	6.0m		東松島市	有	申請者
		□500×500	5.4m				
下水道施設		φ 1000	22.5m		東松島市	有	申請者
		φ 150	1,056.2m				
用排水施設		□600×600	81.4m		東松島市	有	申請者
		HP φ 300	59.1m				
		VU φ 300	35.2m				

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要 (建設時期等)
集会場	985.38㎡	東松島市	1箇所
ごみ集積所	40.00㎡	東松島市	5箇所 (8.00㎡/箇所)

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城県東松島市矢本字上河戸 36-1 氏名 東松島市長 阿部秀保 印		※手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市野蒜字横山62番 ほか27筆 J地区（別紙参照）
	2 開発区域の面積	42,142.09 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	中学校
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市野蒜字山崎13番地の2 株式会社 尾形土建
	5 工事着手予定年月日	平成27年3月 1日
	6 工事完了予定年月日	平成29年3月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己の業務用
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設 計 者	株式会社オオバ 震災復興事業本部 中村 洋
住 所	宮城県石巻市清水町 1-1-2
T E L	0225-93-1951
F A X	0225-93-1961

(別 紙)

<開発区域に含まれる地域の名称 (J 地区) >

東松島市野蒜字横山	6 2 番	6 3 番	6 4 番
	6 6 番	6 7 番	7 0 番
	7 5 番	7 6 番	8 3 番の一部
	1 0 1 番	1 0 2 番	
	8 3 番地先	道 一部	
	8 3 番地先	無地番地 (2筆)	
	1 0 1 番地先	水	
東松島市野蒜字上野蒜	7 0 番 2	2 2 9 番	2 3 0 番
	2 3 1 番	2 3 2 番	2 3 3 番
	2 5 9 番	2 6 0 番	2 6 1 番
	2 8 1 番	2 8 2 番	2 8 3 番
	7 0 番 2 地先	道一部	
		計	2 8 筆

様式第5号（第4条関係）

設計説明書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市野蒜字横山62番ほか27筆							
設計の方針	鳴瀬第二中学校の災害復旧用地造成事業。 地質調査結果に基づき、造成地盤は不等沈下が生じないよう適宜地盤改良を施す。 雨水排水は、流末に設けた貯留施設に導水し、所定の比流量にて放流する。 汚水排水は、公共下水道に接続する。							
地域地区等	イ 市街化区域	ロ 市街化調整区域		用途地域等				
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域						
地区等	宅地造成工事規制区域	内 外		その他				
	工区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計		
区分	地名及び地番							
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
開発区域の別	地目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	割合	%	%	%	%	%	%	
土地所有者の現状別	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	割合	%	%	%	%	%		
土地利用計画	区分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地		その他(残存緑地)	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公園・緑地	調整池・水路	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
区画設定計画	区画数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積		
	区画	m ²		m ²		m ²		
上水道施設	イ ロ ハ ニ 公 営 水 道 の 管 線 専 用 の そ の 他	消 防 水 利 施 設	イ ロ ハ 消 火 水 の 栓 槽 他	計画戸数	戸 建	共 同	計	
					0	0	0	
	計画人口	生徒245 教師・職員30		人	人口密度	— 人/ha		

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

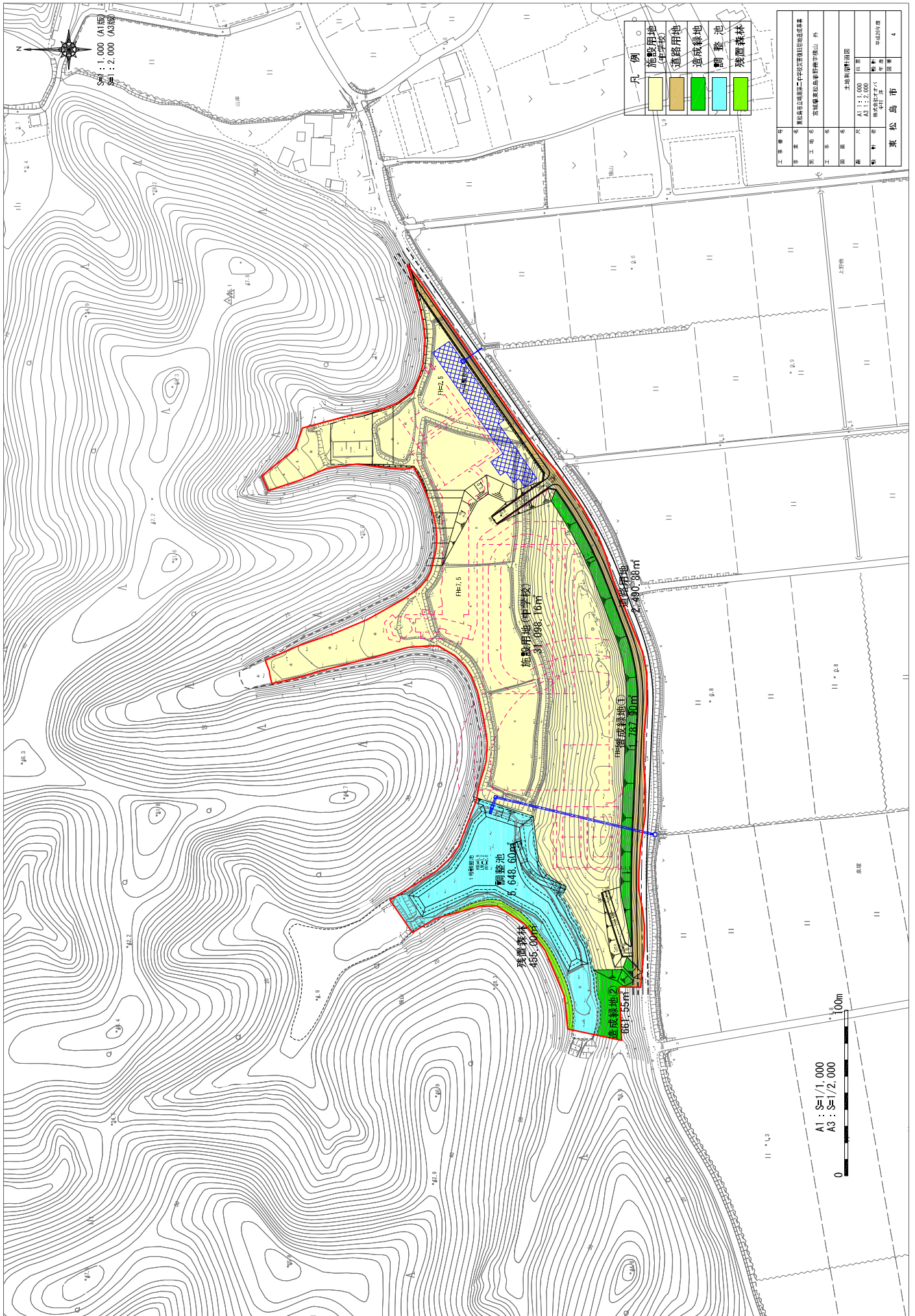
公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道 路 (後退部)	—	9.0m	444.0m	2,490.88㎡	東松島市	帰属	申請者
緑 地	—	—	—	2,904.45㎡	東松島市	無し	申請者
1号調整池	—	—	容量	V=16,778㎡	東松島市	無し	申請者
2号調整池	—	—	容量	V=914㎡	東松島市	無し	申請者
防火水槽	—	1基	—	—	東松島市	無し	申請者
上水道施設	—	φ75	168.5m	—	石巻地方広域 水道企業団	無し	申請者

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要 (建設時期等)
鳴瀬未来中学校	31,098.16㎡	東松島市	平成27年度建築着手予定 ・校舎：RC造3階建て (一部B階) ・屋内運動場・武道場：RC造2階建て

- (注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。
2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



工事番号	東松島市立南松島第二中学校改築計画(計画)用地図
作業名	東松島市立南松島第二中学校改築計画(計画)用地図
工事種別	道路用地図
図面名	用地図
縮尺	A1 : 1/1,000 A3 : 1/2,000
製図者	株式会社 東松島建設
承認者	東松島市
図番	4

様式第 10 法第49条第 4 項第 1 号関係（都市計画法第29条第 1 項・ 2 項の開発許可）

都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部 秀保 印		※手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字大浜台 7 番地 17
	2 開発区域の面積	329.06 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	該当なし
	5 工事着手予定年月日	平成 28 年 8 月 17 日
	6 工事完了予定年月日	平成 28 年 8 月 17 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	—
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	東松島市
住 所	東松島市矢本字上河戸 36-1
T E L	0225-82-1111（代表）
F A X	0225-82-1124（復興都市計画課）

別紙

予定建築物等の用途について

1. 住宅
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 3 に規定するもの（ただし、用途を兼ねる部分の床面積の合計が 50 m²を超えるものを含む）
3. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（い）項第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に規定するもの
4. 地区集会所、地区避難所
5. 漁舎（漁網置場等水産物の生産又は集荷の用に供する建築物及び漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物）
6. 旅館兼用住宅
7. 汚水処理施設の建屋
8. 前各号の建築物に付属するもの（令第 130 条の 5 に規定するものを除く）
9. ごみ集積所

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称		東松島市宮戸字大浜台7番地17						
設計の方針		防災集団移転対象者の再建意向の変更に伴い、住宅地の増加が必要となったことから、土地利用計画の変更を実施するものである。 なお、当該開発区域は公共公益施設等が整備済みであることから、当該変更に伴う公共公益施設等の整備は不要である。						
地域地区等	イ 市街化区域	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域				用途地域等	無指定	
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域						
地区等	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域					その他		
	宅地造成工事規制区域	内 <input checked="" type="checkbox"/> 外						
工区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計		
	地名及び地番	該当なし						
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
	面積	m ² 329.06	m ²	m ²	m ²	m ²	m ² 329.06	
	割合	% 100.00	%	%	%	%	% 100.00	
土地所有者の現状別	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計		
	面積	m ² 329.06	m ²	m ²	m ²	m ² 329.06		
	割合	% 100.00	%	%	%	% 100.00		
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地		その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	緑 地	その他	
	面積	m ² 329.06	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ² 329.06
	割合	% 100.00	%	%	%	%	% 100.00	
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積		
	住宅	区画 1	m ² 329.06		m ² 329.06		m ² 329.06	
	集会所							
上水道施設	イ 公営水道 ロ 簡易水道 ハ 専用その他	消 防 水 利 施 設	イ 消 火 栓 ロ 貯 水 槽 ハ その他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計	
					1戸	0戸	1戸	
				計画人口	3 人		人口密度	3 人/ha

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

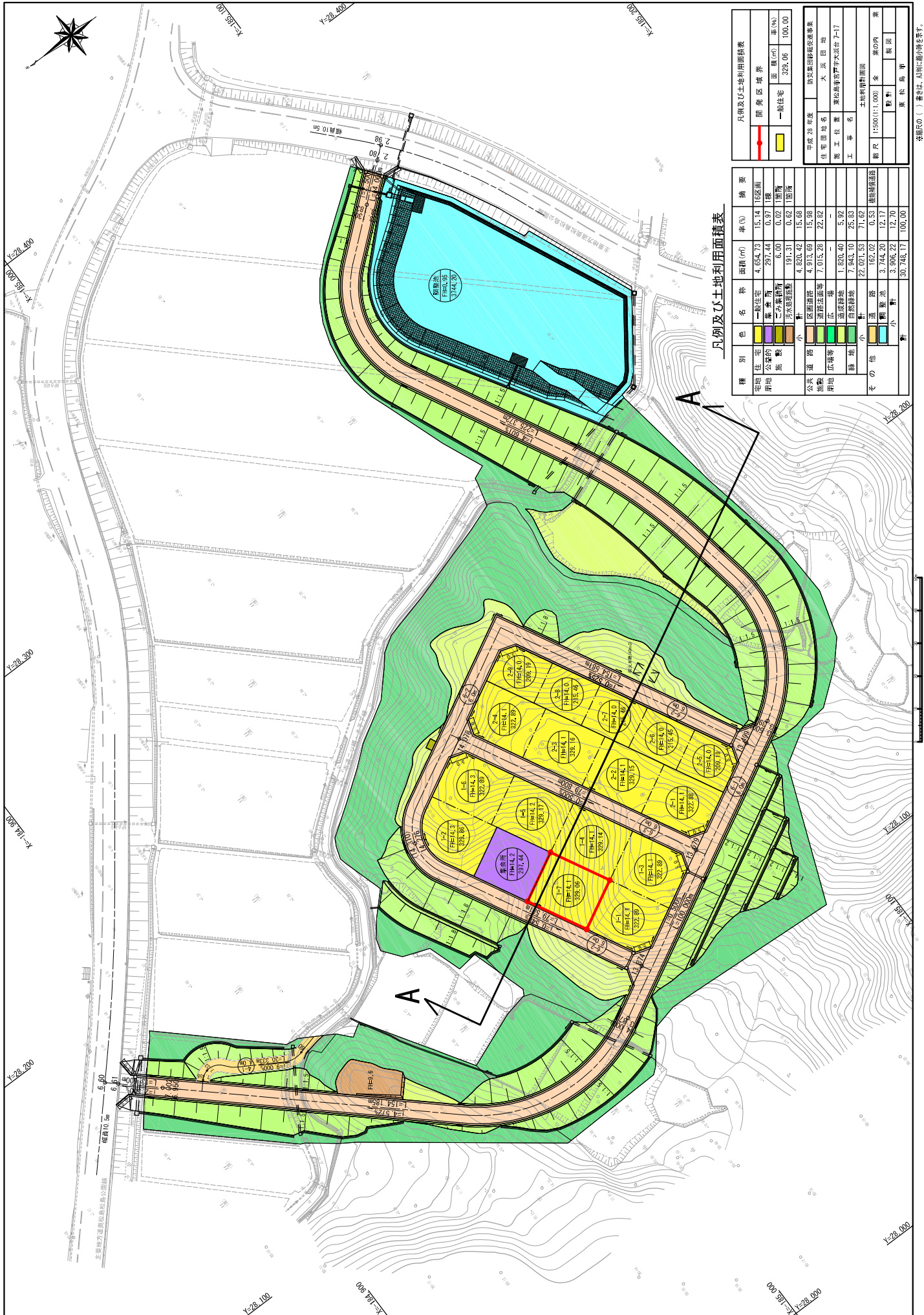
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
該当なし							

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
該当なし			

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の開発許可

開発行為をしようとする者 住所 東松島市牛網字駅前一丁目3-8 氏名 東松島市工務店協同組合 理事長 櫻井 一義 印		※手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市赤井字南一71番8外56筆
	2 開発区域の面積	39,256.12平方メートル
	3 予定建築物等の用途	一戸建て住宅、集会所、ゴミ置き場
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大曲字寺沼3番地5 株式会社橋本道路 代表取締役 橋本 孝一
	5 工事着手予定年月日	平成29年8月 1日
	6 工事完了予定年月日	平成31年3月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該 当する理由	法第34条第1号
	9 その他必要な事項	農地法第5条に基づく農地転用
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続きの状況を記載すること。

設計者	株式会社 国際開発コンサルタンツ 仙台支店 小野田 宣三
住 所	宮城県仙台市青葉区一番町1-5-25
TEL	022-225-6201
FAX	022-261-4630

別紙

開発区域に含まれる地域の名称

東松島市赤井字南一 71 番 8、74 番 5、74 番 7、75 番 1、76 番、77 番、78 番、79 番、80 番、85 番 1、85 番 2、86 番 1、86 番 2、87 番、88 番、89 番、90 番、91 番、92 番、93 番、94 番、95 番、96 番 1、101 番 2、102 番 1、102 番 3、103 番、104 番、105 番、106 番、107 番、108 番、109 番、110 番 2、112 番 2、117 番、118 番、119 番、120 番、121 番、122 番、123 番、124 番、125 番 1、125 番 4、125 番 5、130 番 3、71 番 8 の地先の水、74 番 5 の地先の道、74 番 7 の地先の水、75 番 1 の地先の水、85 番 1 の地先の水の一部、101 番 2 の地先の水、125 番 5 の地先の水、105 番の地先の道の一部、102 番 3 の地先の道、130 番 3 の地先の道

計 57 筆

設計説明書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称		東松島市赤井字南一71番8外56筆							
設計の方針		<p>開発区域は、開発面積約3.9haであり、災害公営住宅（戸建て）を100戸整備する。敷地は平均約0.8mの盛土を行い、計画高FH=約1.0～0.8へと南側の市道から北側に向かって約0.0～0.2%の緩やかな勾配で造成し、敷地の外周は敷地外との高低差は法面で処理する。道路は区画道路（9.5mと6.0m）と歩行者専用道路（6.0mと4.0m）を整備し、区域南側の市道134号（幅員7.5m）に接続する。その他施設として集会所、公園、緑地、調整池を整備する。敷地造成は軟弱層0.5～2.5mを地盤改良した後盛土を行う。雨水排水は区画道路の側溝を通じて調整池へ流入させ、汚水は既存の公共下水道へ排水する。上水道は地区南側の市道134号線の既設管に接続し供給する。また、区域を東西に流れる中江掘排水路は区画道路内に暗渠化し地区外を結ぶ。</p>							
地域地区等	イ 市街化区域 ハ 非線引き都市計画区域 ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	㊦ 市街化調整区域 ニ 準都市計画区域		用途地域等					
	宅地造成工事規制区域	内 外		その他		なし			
工区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番								
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
開発区域の土地の現状	地目別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		割合	%	%	%	%	%	%	
	所有者別	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計		
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
		割合	%	%	%	%	%		
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		住宅地	住宅以外	公益的施設	道 路	公園・緑地	その他		
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
割合	%	%	%	%	%	%	%	%	
区画設計計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積			
	戸建住宅	100区画	259.30 m ²		167.06 m ²		188.24 m ²		
	長屋住宅	—	—		—		—		
	集会所	1区画	1,835.28 m ²		—		1,835.28 m ²		
上水道施設	イ 公 営 水 道 ロ 簡 易 水 道 ハ 専 用 水 道 ニ そ の 他	消 防 水 利 施 設	イ 消 火 栓 ロ 貯 水 槽 ハ そ の 他	計 画 戸 数	戸 建	長 屋	計		
					100	—	100		
				計画人口	300人		人口密度	76.4 人/ha	

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路		9.5m	377.3m	3,659.76㎡			
		7.5m	58.9m	245.55㎡	東松島市	東松島市	申請者
		6.0m	917.4m	6,098.52㎡			
		4.0m	135.3m	541.30㎡			
公園				1,524.12㎡	東松島市	東松島市	申請者
緑地				170.39㎡	東松島市	東松島市	申請者
給水施設		DIP(GX) φ100mm	L=558.3m				
		φ75mm	L=881.2m				
		DIP(K) φ75mm	L= 16.0m		石巻地方広域 水道企業団	—	申請者
		PP φ20mm~25mm 地下式消火栓	103箇所 2基				
排水路		BOX 1000×1000 フリューム	232.67m				
		300×300	123.14m				
		300×400	80.87m	786.47㎡	東松島市	東松島市	申請者
		500×500	207.15m				
		自由勾配側溝 300×600	85.52m				
下水道		VU φ150	1,190.7m		東松島市	—	申請者
下水道（雨水排水施設）		吐口工	3ヶ所		東松島市	—	申請者
防災調整池			A=5,042.01㎡		東松島市	東松島市	申請者
消防水利		消火栓 (φ75×2 1/2")	V=2,968㎡ 2基		東松島市	—	申請者

その他

その他の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）

公益的施設の整備計画

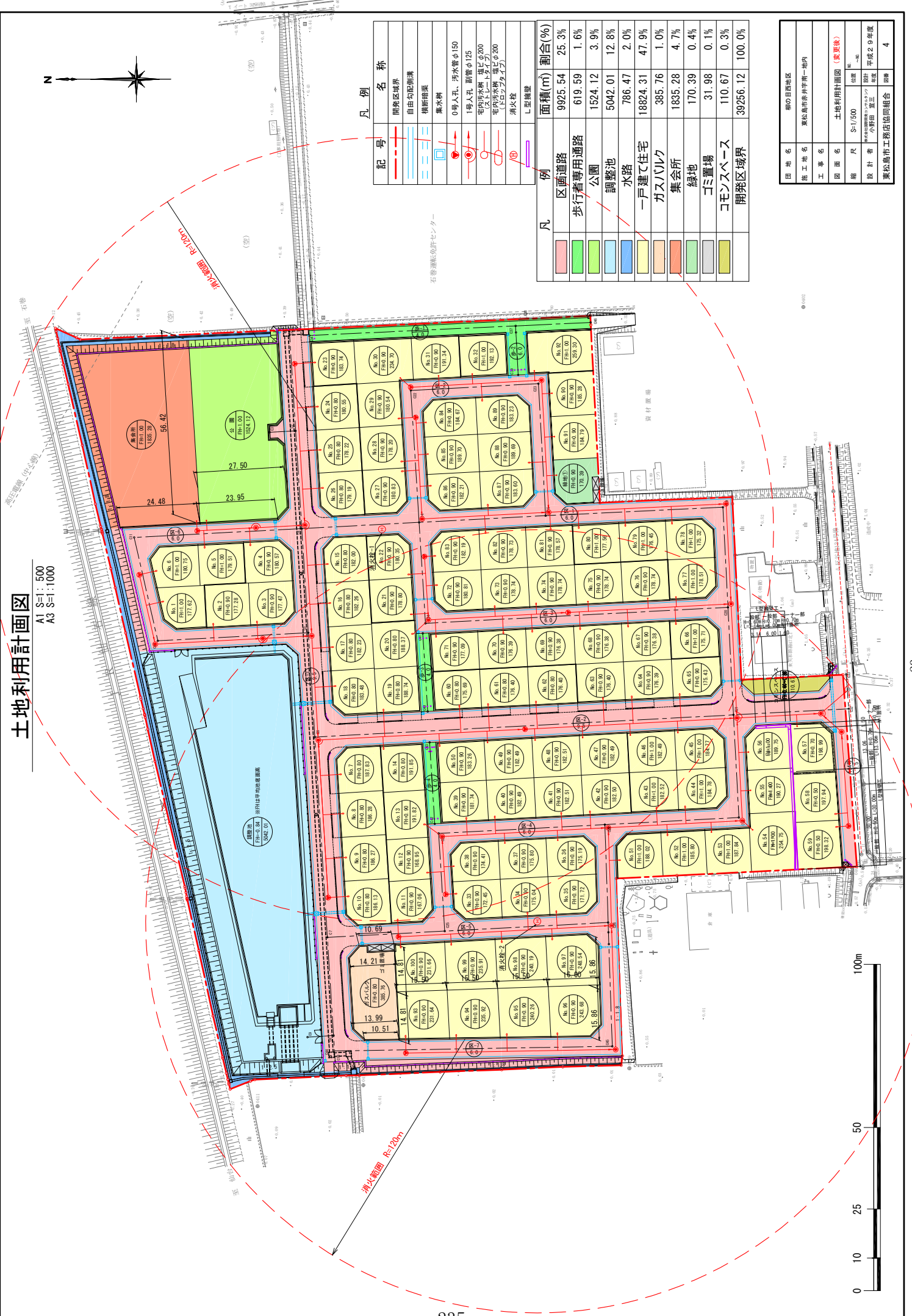
公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
集会所	1,835.28㎡	東松島市	
ゴミ置き場	2箇所 31.98㎡	東松島市	
ガスバルク	385.76㎡	東松島市	
コモンスペース	110.67㎡	東松島市	

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

土地利用計画図

A1 S=1:500
A3 S=1:1000

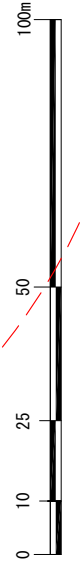


凡例

記号	名称
—	開発区域界
—	自由名目排水溝
—	横断排水
□	集水鉢
○	0号人孔、汚水管φ150
○	1号人孔、副管φ125
○	宅内汚水管、埋込φ200 (ストレーン付)
○	宅内汚水管、埋込φ200 (ドレンタイプ)
○	消火栓
○	L型線管

凡例	面積(m ²)	割合(%)
区画道路	9925.54	25.3%
歩行者専用通路	619.59	1.6%
公園	1524.12	3.9%
調整池	5042.01	12.8%
水路	786.47	2.0%
一戸建て住宅	18824.31	47.9%
ガスビル	385.76	1.0%
集会所	1835.28	4.7%
緑地	170.39	0.4%
ゴミ置場	31.98	0.1%
コモンスペース	110.67	0.3%
開発区域界	39256.12	100.0%

団地名	柳の目野地区		
施工地名	東松島市赤井第一地区		
工事名	土地利用計画図 (変更後)		
図面尺	S=1/500	位置	№
設計者	小野田 繁三	設計	平成29年度
監理者	東松島市工務部協同組合	図庫	4



様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城県東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 渥美 巖 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市小野字宮前31 他38筆 (別紙「土地調査表」参照)
	2 開発区域の面積	69,830.55平方メートル
	3 予定建築物等の用途	<u>(小学校、放課後児童クラブ、駐輪場)</u> 公益的施設(小学校、放課後児童クラブ)
	4 工事施行者住所氏名	<u>宮城県東松島市大曲字寺沼3-5</u> <u>株式会社橋本道路</u> 未定
	5 工事着手予定年月日	2017年 12月 1日
	6 工事完了予定年月日	2019年 9月30日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己の業務用
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	株式会社オオバ東北支店 まちづくり部都市整備課 田代渉
住 所	宮城県仙台市青葉区二日町14-4
TEL	022-217-1453
FAX	022-217-1442

(別 紙)

<開発区域に含まれる地域の名称>

東松島市小野字宮前

31 番地、32 番地 1、32 番地 2、123 番地、125 番地、126 番地 1、129 番地 1、138 番地 1、139 番地、140 番地、141 番地、144 番地、145 番地 1、146 番地、32 番地 1 地先水

東松島市小野字竹沢

4 番地 3、7 番地 1、8 番地、9 番地、10 番地 1、10 番地 2、11 番地、12 番地、13 番地、14 番地 1、14 番地 2、15 番地、16 番地 1 の一部、17 番地、18 番地、19 番地 1、19 番地 2、20 番地、21 番地、22 番地、23 番地、4 番地 3 地先道、12 番地地先道、10 番地 1 地先水

計 39 筆

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市小野字宮前31 他 38 筆									
設計の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・東松島市立浜市小学校の災害復旧用地造成事業 ・学校用地造成にあたり山林を切り崩し、切り出した土で学校用地として必要となる駐車場や土砂災害等に備えての造成緑地を造成するものである。 ・雨水排水は、流末に設けた調整池に導水し、所定の比流量見合いで雨水排水施設を地区外に整備する。 									
地域地区等	イ 市街化区域 ハ 非線引き都市計画区域 ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	㊦ 市街化調整区域 ニ 準都市計画区域	用途地域等	指定なし						
規制区域	宅地造成工事	内 ㊦	その他							
工区分	工区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計				
	地名及び地番									
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²				
開発区域の別	地目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計			
	面積	0.00m ²	28,195.06m ²	39,704.51m ²	1930.98m ²	0.00m ²	69,830.55m ²			
	割合	%	%	%	%	%	%			
			40.38	56.86	2.76	0.00	100.00			
土地の現状別	所有者別	自己所有	買収+予定	他人所有	その他	計				
	面積	69,830.55m ²	m ²	m ²	m ²	69,830.55m ²				
	割合	%	%	%	%	%				
		100.00				100.00				
土地利用計画	区分	宅地用地		公 共 施 設 用 地				その他(調整池)	計	
		法 面 積	公益施設	開発道路	管理用通路	法 面 積	緑 地			水 路
		住宅			通路					
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
割合	%	%	%	%	%	%	%	%		
	<u>2,452.02</u>	<u>25,710.47</u>	476.56	<u>578.71</u>	<u>5,308.68</u>	<u>27,056.71</u>	236.62	8,010.78	69,830.55	
	<u>3.51</u>	<u>36.82</u>	0.68	<u>0.83</u>	<u>7.60</u>	<u>38.75</u>	0.34	11.47	100.00	
	—	33.99		3.43	10.79	39.30				
区画設定計画	区画数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積			
	区画	m ²		m ²			m ²			
	—	—		—			—			
上水道施設	① 公営水道 ロ 簡易水道 ハ 専用水道 ニ その他	消 防 水 利 施 設	① 消 火 栓 ㊦ 貯 水 槽 ハ そ の 他	計画戸数	戸 建	共 同	計			
				0	0	0	0			
				計画人 生徒260人 教師・職員30人	人口密度	—	人/ha			

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

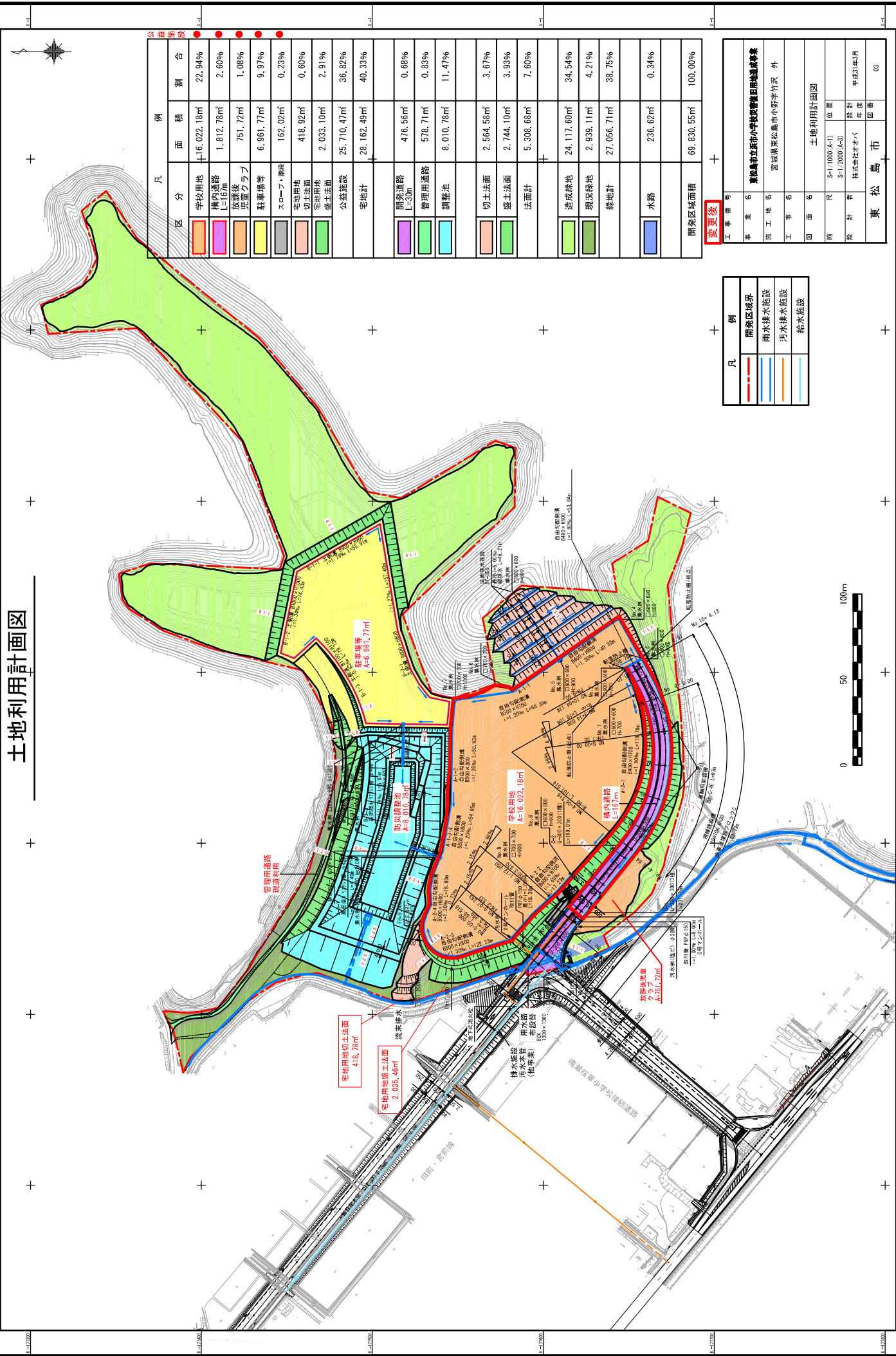
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路 (開発道路)	—	10.0m	30m	476.56m ²	東松島市	なし	申請者
道路 (構内通路)	—	10.0m	176m	1,812.78m ²	東松島市	なし	申請者
緑地	—	—	—	27,447.04m ²	東松島市	なし	申請者
調整池	—	—	—	(容量)V=14,272m ³ (容量)V=1100m ³	東松島市	なし	申請者
防火水槽	—	1基	—	—	東松島市	なし	申請者
上水道施設	—	φ100mm	230m	—	石巻地方広域 水道企業団	なし	申請者
	—	φ50mm	345m	—	公道部：石巻地方広域 水道企業団	なし	申請者
	—	φ40mm	10m	—	敷地内：所有者	なし	申請者
	—	φ20mm	10m	—	敷地内：所有者	なし	申請者
消火栓	—	1基	—	—	東松島市	なし	申請者

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要 (建設時期等)
東松島市立鳴瀬桜華小学校	24,958.75m ² (16,022.18m ²) 16,022.18m ²	東松島市	平成31年度建築着工予定 校舎床面積4,800m ² 程度 (3階建)、 体育館床面積1200m ² 程度、倉庫等75 m ² 程度、屋外運動場、水泳プール及 び付属棟、遊歩道、桜並木、駐車場 <u>スロープ・階段(駐輪場)</u> <u>() 書きは学校用地面積</u> —
鳴瀬桜華小学校 放課後児童クラブ	751.72m ²	東松島市	平成31年度建築着工予定 建物床面積220m ² 程度(木造平屋建)、 及び駐車場等

- (注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。
- 2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

土地利用計画図



区分	面積	割合
学校用地 A=16,022.18㎡	16,022.18㎡	22.94%
構内通路 L=197.00㎡	1,812.78㎡	2.60%
附属施設 児童クラブ B=751.72㎡	751.72㎡	1.08%
駐車場等 C=6,961.77㎡	6,961.77㎡	9.97%
スロープ・階段 D=162.02㎡	162.02㎡	0.23%
宅用地 E=418.92㎡	418.92㎡	0.60%
切土法面 F=2,033.10㎡	2,033.10㎡	2.91%
盛土法面 G=25,710.47㎡	25,710.47㎡	36.82%
宅地計	28,162.49㎡	40.33%
開発道路 L=300㎡	476.56㎡	0.68%
管理用通路 H=578.71㎡	578.71㎡	0.83%
調整池 I=8,010.78㎡	8,010.78㎡	11.47%
切土法面 J=2,564.58㎡	2,564.58㎡	3.67%
盛土法面 K=2,744.10㎡	2,744.10㎡	3.93%
法面計	5,308.68㎡	7.60%
造成緑地 L=24,117.60㎡	24,117.60㎡	34.54%
現況緑地 M=2,939.11㎡	2,939.11㎡	4.21%
緑地計	27,056.71㎡	38.75%
水路 N=236.62㎡	236.62㎡	0.34%
開発区域面積	69,830.55㎡	100.00%

工事番号	東松島市立東郷小学校附属児童クラブ用地造成工事
事業名	東松島市立東郷小学校附属児童クラブ用地造成工事
照工地名	宮城県東松島市小野字竹沢 外
工事名	土地利用計画図
縮尺	S=1/1000 (A-1) 位置 S=1/2000 (A-3) 設計
設計者	株式会社オオハ
年度	平成27年
図番	03

凡例
開発区域境界
雨水排水施設
汚水排水施設
給水施設

